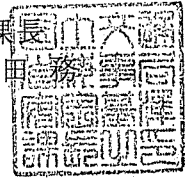


国海安第152号の2
平成20年12月24日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課

秋田



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、
よろしくお取り計らい願います。



船舶検査心得の一部改正の概要について

平成20年12月
海事局安全基準課

1. 「航海用具の基準を定める告示」に係る検査心得について以下の改正を行う。
 - (1) 船灯等について（第2条第1項）
 - ① 射光範囲の光度差を明確化。
 - ② 船灯への表示事項を明記。
 - ③ LEDを使用する場合の取扱（耐用時間の明示等）を明記。
 - ④ IMO 総会決議 A.694(17)（別添1）に定められている環境条件への対応。
 - (2) 電子海図情報表示装置について（第5条第1項）

2009年1月1日からの適用が推奨されている電子海図情報表示装置に係る新しい性能要件（別添2:MSC.232(82)）への対応。
2. 船員定員に応じた浴室の備え付け（船舶設備規程第115条の17）設備についてシャワーとできる旨の従来からの取扱を明確化する。
3. 定期検査等の準備における機関解放（船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示第2条及び第10条）について、カムケース等の解放を要する旨の従来からの取扱を明確化する。
4. 施行日
 1. について
平成21年1月1日より適用する。但し、
 - (1) について
5年の経過措置を設ける（平成26年1月1日前に船舶に備え付けられる船灯等については、なお従前の例によることができる）。
 - (2) について
3年6ヶ月の経過措置を設ける（平成24年7月1日前に船舶に備え付けられる電子海図情報表示装置については、なお従前の例によることができる）。
 - 2., 3. について
平成20年12月24日（決裁日）より適用する。

○船舶検査心得 3-1-6 航海用具の基準を定める告示 (案)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示 (船灯等)</p> <p>2.1.1 (a) 第 1 号第 1 項への「光度が過度に大きくなかない」とは、<u>第 1 号表における船灯等について、射光範囲内の光度差 (最小光度と最大光度の差) を 1.5 倍未満とすることをいう。</u></p> <p>(b) <u>船灯等に次の事項が標示されていること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>製造者名または標章及び型式名称</u> ② <u>海上衝突予防法上の型式/種類 (例: マスト灯・げん灯・船尾灯・引き船灯・全周灯・せん光灯等)</u> ③ <u>製造番号及び承認番号</u> ④ <u>船首方向 (船灯に指向性がある場合)</u> ⑤ <u>光達距離 (海里)</u> ⑥ <u>光源の種類 (白熱電球、LED 等) 及び規定ワット数</u> <p>(c) <u>LED を光源とする船灯等については、①または②の要件を満足すること。</u></p> <p><u>①本項の規定による光度を維持できる、製造者により指定された耐用時間の明示。</u></p>	<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示 (船灯等)</p>	<p>MSC. 253 (83) 4. 2</p> <p>MSC. 253 (83) 第 8 項 COLREG 条約 21 規則、23 規則、 34 規則 (b)</p> <p>MSC. 253 (83) 4. 3</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>②本項の規定による光度以下に減少した場合、警報を 発する機能。</u></p> <p><u>(d) その他船灯等の要件は IMO 決議 A. 694(17) によること。</u></p>		MSC. 253 (83) 第 2 項
<p>(航海用刊行物)</p> <p>5.0 (a) (略)</p> <p><u>(b) 第 13 号の「予備装置」とは、MSC. 232(82)付録 6 の要件を満足するものをいう。</u></p>	<p>(航海用刊行物)</p> <p>5.0 (a) (略)</p> <p><u>(b) 第 13 号の「予備装置」とは、MSC. 64(67)附属書 5 により追加された決議 A. 817(19)付録 6 の要件を満足するものをいう。</u></p>	
<p><u>(c) その他電子海図情報表示装置の要件はMSC. 232(82)によること。</u></p> <p><u>心得附則 (平成 20 年 12 月 24 日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成 21 年 1 月 1 日より適用する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>(1) 平成 26 年 1 月 1 日前に船舶に備え付けられる船灯等については、改正後の 2.1.1 の規定によらず、なお従前の例によることができる。</u></p>		

改正案	現行	備考
<p>(2) 平成24年7月1日前に船舶に備え付けられる電子海図情報表示装置については、改正後の5.0の規定によらず、なお従前の例によることができる。</p>		

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1 船舶設備規程 (浴室等) 115-17.0(a) 浴室については、船員定員 8 人又はその端数ごとに 1 以上の浴槽又はシャワーが設けられていること。ただし、日本式の浴槽については、浴槽の大きさ、浴室の広さに応じ、適宜斟酌して差し支えない。</p> <p>心得附則 (平成 20 年 12 月 24 日) (施行期日) 本改正後の心得は、平成 20 年 12 月 24 日より適用する。</p>	<p>3-1 船舶設備規程 (浴室等) 115-17.0(a) 浴室については、船員定員 8 人又はその端数ごとに 1 つの浴槽が設けられていること。ただし、日本式の浴槽については、浴槽の大きさ、浴室の広さに応じ、適宜斟酌して差し支えない。</p>	

○船舶検査心得 1-1-2 船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>1-1-2 船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示 <u>(機関の検査の準備)</u> 2.1(a)カム軸及び同駆動装置を検査できるようにカバーを取り外すこと。 (第一種中間検査を受ける場合の機関の検査の準備) 10.1(a)カム軸及び同駆動装置を検査できるようにカバーを取り外すこと。</p> <p>心得附則(平成20年12月24日) (施行期日) 本改正後の心得は、平成20年12月24日より適用する。</p>	<p>1-1-2 船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示</p>	